

令和2年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和2年8月7日（金）

午後2時から午後4時10分まで

場所：県庁2階 講堂

1 開会

2 挨拶（環境生活部小松次長）

3 議事

（1）会議の成立

15名の委員のうち13名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

出席委員

西川委員（会長）、星委員（副会長）、氏家幸子委員、熊谷委員（副会長）、加藤委員、平田委員、日野委員、庄司委員、氏家直子委員、佐々木仁委員、高橋委員、佐久間委員、佐々木圭亮委員

欠席委員

大友委員、立花委員

（2）会議内容

【 西川会長 】

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

本日は、令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について、及び、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）について協議をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

この会議は、消費者、事業者、生産者代表及び学識経験者から構成されておりますので、委員同士で意見交換をしながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から貴重なご意見を頂戴する場にしたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を出していただきますようお願いいたします。

それでは議題の（1）のイになります。

令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について、事務局の方から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

食と暮らしの安全推進課の小野寺でございます。それでは着座にて説明させていただきます。

令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価についてご説明いたします。

令和元年度の施策の実施状況については、委員の皆様へ6月に資料を送付し、施策の達

成度について、小分類ごとに、「A達成している、B概ね達成している、C達成していない」の3段階評価をお願いしたところでございます。

皆様からいただきました評価を、会長にお示しいたしまして、会長に推進会議の評価案として取りまとめていただきました。

本日は、その評価についてご審議いただき、「推進会議の評価」を決定していただくこととなります。

決定されました「評価」につきましては、「施策の実施状況」に盛り込みまして、知事を本部長とする宮城県食の安全安心対策本部に諮り、9月定例県議会で報告し、公表する予定としております。

それでは資料に従いまして説明をしていきたいと思っております。

早速でございますけれども、資料の1-2をご覧ください。

こちらは、6月に委員の皆様にご評価をいただきました「施策の実施状況」でございます。

内容につきましては、6月にお配りしました資料とほとんど変わってございません。変わっているところは、各施策の関連事業費につきましては確定した決算額に改めているというところが変更点でございます。

62ページをお開きください。こちらが、今回、会長に取りまとめていただきました、推進会議の評価の案でございます。

まず、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「(1) 生産及び供給体制の確立」です。「イ 生産者の取組への支援」につきましては、昨年度はB評価でしたが、今年度はA評価となっております。

農業生産工程管理（GAP）の普及が進んだこと、農薬の適正使用や牛のトレーサビリティシステム等の取組について評価をいただいております。

「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」につきましては、A評価となっております。

家畜伝染病の発生予防については、早期発見と予防対策が徹底されているなど、高く評価されてございます。

下痢性・まひ性貝毒、ノロウイルスについては、検査体制も整い、食中毒の未然防止が図られている点は評価できるが、発生原因の特定や対策が急務であるとのコメントでございます。

「ハ 事業者に対する支援」につきましては、B評価となっております。

HACCPに沿った衛生管理の制度化の周知は図られているが、理解度は深まっていない。コロナ禍であっても、遠隔による講習会の実施など、早急に対策をとって欲しい。地産地消推進店登録店舗数が増加し、県産食材の消費拡大が図られたことは大きく評価できるが、さらに地域産業の活性化に寄与していただきたいというコメントでございます。

「ニ 震災等からの復興に向けた支援」につきましては、A評価となっております。

被災した農林水産施設等の整備が着実に進められていることは評価できる。引き続き、放射性物質検査を継続し、営農対策に活かすとともに、水産関係の施設整備、特産物の生産再開へ向けた作業を早急に進めていただきたいというコメントでございます。

「(2) 監視指導及び検査の徹底」の「イ 生産段階における安全性の確保」につ

ては、A評価となつてございます。

立入検査や、巡回指導、監視指導が適切に行われていることは、評価できる。動物用医薬品販売の違反件数が増加していることから、監視・取り締まりだけではなく指導の継続にも期待したい。高病原性鳥インフルエンザについては、早期発見の体制が維持されており、高く評価できるというコメントでございませう。

次に63ページをご覧ください。「ロ 流通、販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、A評価となつております。

食品営業施設への監視指導、食肉、食鳥、魚介類処理施設への監視指導とも徹底されており評価できる。米穀事業者の監視指導については、さらなる指導強化、制度遵守の啓発を望むとのコメントでございませう。

「ハ 食品表示の適正化の推進」については、昨年度はB評価でしたが、今回はA評価となつてございませう。

食品表示基準の移行措置期間の終了に向け、食品表示ウォッチャーの適切なモニタリングにより、食品表示適正店舗数が向上したことを評価していただいたものでございませう。

「ニ 食品の放射性物質検査の継続」につきましては、A評価となつております。

県内の農林水産物、流通食品について、放射性物質検査計画に従い、着実に実行、公表していることは評価できる。きのこ・山菜類の基準超過が、現在も確認されていることから、検査の徹底と検査結果の情報公開について引き続き取り組んで欲しい。学校給食の放射性物質検査も継続して欲しいといったコメントでございませう。

「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の「(1) 情報共有及び相互理解の促進」です。

「イ 情報の収集分析及び公開」につきましては、昨年度はA評価をいただいておりますが、今年度はB評価となつております。

「食材王国みやぎ」ウェブサイトのアクセス数が伸び悩んでいること、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果等のウェブサイトでの公表がわかりづらいといった評価をいただいております。

「ロ 生産者、事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては、A評価となつてございませう。

アンケート結果から、「県からの情報提供への満足度」が昨年より低下していることについて原因を究明し対策をとって欲しい。学校給食の地場野菜等の利用割合は伸び悩んでいる。先進地での取組等を参考にしながら進めていただきたい。「すくすくみやぎっ子通信」、「みやぎ水産の日」の取組については継続して実施してほしいといったコメントをいただいております。

64ページをお開きください。「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、A評価となつてございませう。

放射性物質に関する情報提供については、「放射能情報サイトみやぎ」で適切に行われている。「放射線・放射能に関するセミナー」、「食の安全安心セミナー」等で、理解・促進が図られたことは評価できる。更なる学習機会の充実を期待したいとのコメントでございませう。

「(2) 県民参加」の、「イ 県民総参加運動の展開」につきましては、A評価となつ

てございます。

若い世代の参加やアンケート回答割合が少なく、若い主婦、子育て層の意見を取り入れることができる仕組みが必要かもしれない。各種講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会等については、よい取組であるため、コロナ禍でも工夫して実施してほしいとのコメントでございます。

「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、昨年度はB評価でしたが、今年度はA評価となっております。

アンケートの回収率を向上させる対策が必要ではありますが、地方懇談会の開催回数や、延べ参加人数が増加していること。「食品表示110番」の相談・通報件数が増加しており、リスク管理への取組として、機能していることについて評価をいただいているところでございます。

65ページをご覧ください。続きまして、「3 食の安全安心を支える体制の整備」につきましては、いずれもA評価となっております。

食の安全安心を支える体制整備が進み、食の安全安心の確保に繋がっている。今後、国はもとより、市町村、関係機関と密に連携協働するとともに、食の安全に関する調査研究にも注力し、食の安全安心推進の取組に邁進していただきたいというコメントでございませぬ。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

これまで説明してまいりました、18項目の評価結果の一覧表でございませぬ。

一番上の評価の欄を見ていただきたいのですけれども、A評価が16項目、B評価が2項目、C評価が0項目となっております。

食の安全安心の確保に関する基本的な計画が、現在の第3期になりましてから、今回で4回目の評価となりますけれども、1回目の評価では、Aが10項目、Bが8項目でございました。2回目、3回目の評価ではいずれもAが14項目、Bが4項目ということで、今回が最も評価が高い結果となっているところでございませぬ。

下の表には、各委員の皆様からいただいた評価について人数をそれぞれ記載しておるところでございませぬ。以上が、推進会議の評価の案でございませぬ。

続きまして、資料1-4をご覧ください。こちらの資料には、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見に対する県の考え方を記載してございませぬ。かいつまんで要点だけをご説明します。

最初のページでございませぬ。施策1の環境保全型農業につきまして、多くのご意見をいただいております。

上から3段目、認証農産物販売会の開催場所ですが、県庁ロビーのほか、市内百貨店、池袋のアンテナショップでも開催しております。

上から5段目になりますけれども、県認証農産物の周知につきましては、県認証農産物を活用していただける飲食店を増やすなど、消費者への周知を継続してまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。施策2のGAPの普及拡大につきましては、上から2

段目3段目となりますけれども、消費者に対するGAPの情報発信についても検討してまいりたいと思っております。

下から2段目、GAP導入団体及び指導員養成人数の経年比較につきましては最後のページに表を記載しておりますので、後でご確認をいただきたいと思っております。

4ページをお開き願います。施策7の「貝毒対策」につきましても多くの意見を頂戴しております。一番上の段になりますが、貝毒は、原因プランクトンが発生しそれを摂取した二枚貝が毒成分を体内に蓄積することで発生します。その原因プランクトンの発生は制御ができないため、貝毒の発生は防止ができない状況にあります。今後もプランクトンの発生状況調査などを実施し、貝毒による食中毒の未然防止を図ってまいりたいと思っております。

5ページをお開きください。施策8の「HACCP」につきましても多くのご意見を頂戴しております。今後も継続して、講習会を実施するとともに、みやぎチャレンジHACCPというHACCP導入支援制度を運用し積極的に支援してまいります。

10ページをお開きください。施策の24から26の放射性物質検査に関する質問ですが、上から1、2段目でございます。放射性物質検査については、国の原子力対策本部が毎年度更新する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、県の検査計画を見直しながら実施してまいります。

牛肉については、今年度から検査計画を見直し、検査範囲を縮小したところでございます。

上から3段目でございます。学校給食のサンプル検査については、これまで基準値を上回ったことがないこと、県内で流通している食材の検査が実施され、安全性が確認されていることから、令和2年度で終了することといたしました。

11ページをお開きください。上から3段目でございます。施策27ホームページによる情報提供についてです。

分かりやすい情報提供に努めるとともに、「食材王国みやぎ」ホームページについては、情報の更新について準備をしているところでございます。

15ページをご覧ください。下から6つめの段でございます。消費者モニターアンケートの回収率を向上させる対策が必要とのことでございますけれども、今年度から、スマートフォンからも回答できるように、QRコードを掲載しました。引き続き、工夫をして回答率を上げていきたいと思っております。

16ページをご覧ください。一番下の段になりますけれども、非常時でも食料を安定的に供給するためには、生産性向上を図るとともに、生産者と消費者が支え合う関係を築くことが重要だというふうに考えております。現在策定中の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」で、具体的な施策を検討してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策には、一般衛生管理の徹底が重要であることから、衛生指導を徹底するとともに、業界団体によるガイドラインの作成、普及を支援してまいります。

このような内容となっております。

それぞれの委員の皆さんの意見につきましては、資料を後でご確認いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

事務局から施策の実施状況について、推進会議としての評価の説明をしていただきましたが、今ご紹介いただいた評価につきましては、各委員からの意見、それから提言をもとに、私の方で取りまとめをしたものでございます。

若干補足ということになります。今回A評価が16、B評価が2項目ということで、昨年一昨年に比べて、A評価が二つ増えた形で、順調に評価がされてきているということを感じています。

とはいえですね、B評価となりました「安全で安心できる食品の供給の確保」の中の、「(1)生産及び供給体制の確立」のところの、「事業者に対する支援」のところについては、今回もB評価ということで、HACCPがこの6月から施行されております。昨年度もかなりこの衛生管理の重要性について、周知を図っていただいたのですが、まだまだ理解が深まっていないと、それに加えて今回のコロナの影響もありましたものですから、直接訪問して、いろんな説明する機会等も減ったということもあったのでその辺り影響していると思います。

そうは言いますが、施行されておりますので、できれば本年度、遠隔等による講習会というふうにもちょっと書いたのですが、正直まだ県の中では遠隔等の設備がまだ十分にできてないということもありますけども、その辺りもこれから進めていただければと思うのですが、そこも踏まえたとえ、何とか、本年度は周知徹底をしていただけないかと思っています。

それからあと、B評価ということで、大分類の2番目のところの、中項目で1番目、この中のイの「情報の収集、分析及び公開」のところですね、これは実は前はA評価で今回Bということで、少し下がった形になっています。

これは意見として皆さんの方からかなり出ていましたが、やはりウェブサイトが見にくいということがあるようです。

それもあってアクセス数が伸び悩んでいるのだと思いますので、この辺りウェブサイトの再点検をしていただいて、わかりやすい公表の仕方も含めてもう一度、見直しを図っていただけないかなと思っています。よろしくお願いします。

それから、「県民総参加運動の展開」のところ、2の(2)ロのところ、「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」というところ、これも、昨年BからAにランクアップしています。

これについて、モニターアンケートは低調ではあるのですがそれでもかなり、内容としては充実していると思いますので、県民の方々はもともと、食の安全安心に関する関心は高いので、それをうまく県としてサポートしてきているというふうにも感じていますので、これは引き続き、頑張っていただけないかと思っています。ところであります。

ということで今回、A評価が二つ増えて16ということで非常によかったと思いますけれども、次の次期の計画の方で、これをさらに進めるべく、努力していただけることを望んでいるところです。

それでは、今回の評価の内容につきまして、各委員の皆さんから確認したい事項、特にこのランクのABCについて、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どなたからでも結構ですのでお願いをいたします。

はい。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

まず資料1-3のところの各委員からの、評価なのですが、同じB評価のところなのですが、人数ですね、「大分類1の(1)のハ」、HACCPに関するところで、Aが5人、Bが10人でこれはどう見てもBかというふうに思われるのですが、下の「大分類2の(1)のイ」の、「情報の収集分析及び公開」のところ、Aが7、Bが8ということで、1人の差だけっていうので、Bっていうのが、妥当なのかなという感じがしました。僅差なので、これをBにするのかなというのを各委員の評価を見て思った次第です。

あと資料1-4についてもあるのですが、同時に出してよろしいでしょうか。

【 西川会長 】

どうぞ。

【 加藤委員 】

まず資料1-4の4ページに関する平田委員、鈴木委員の意見への県の回答があるのですが、先ほど貝毒に関するお話の中で、貝毒発生については回避できないというようなお話がございました。

それで平田委員から貝毒が発生しないような取組を期待してあるのですが、これに鈴木委員からは多分、漁協現場での対策で高額な金額で、検査をやって大変だというようなお話がありますので、委員の中でも消費者と生産現場と貝毒検査に関する理解の促進っていうのがちょっと足りないのかなっていうふうに感じたんです。

11ページの氏家幸子委員から、宮城県のホームページが見にくいというリンクが多いということで、例として貝毒で岩手県のホームページを例に挙げていただいていた私も早速拝見してみました。それで、岩手県と宮城県の貝毒のホームページに関する、作り方の大きな違いをちょっと感じたのですが、宮城県は、生産現場はこういう数値が出ました。

「大丈夫」か「大丈夫でない」か、という書きぶりなのですが、岩手はその貝毒による食中毒ということで、消費者目線で書いているというところが、岩手と宮城の大きな違いと思ったんですね。

ですから貝毒をなくせないのであれば、これを消費者にどうやったら、その理解を進めていくかというような、この評価というよりも、今年度と次の第4期にも関連することだと思いますので、ホームページの分かりやすいついていう漠然とした言い方が、もっと具体的に消費者目線で書くのか、部署によって消費者目線で書いたほうがいい部署と、生産者や事業者流通者向けに書いたほうがいいホームページの作りがあると思うんですね。ですから、分かりやすくてっていう表現ではなくて、やっぱりその担当課担当課によって、どこ向けに対してはこのようにしますみたいにしていただいた方がホームページの作りもメリハリがついていいのかと思いました。この貝毒を例に挙げても、消費者が貝毒について正

しく理解されてないのであれば、まず消費者に分かりやすく伝えて、漁協でも頑張っているのだけどどうしても出るからその時は気をつけてくださいみたいにしていかないと、理解が進まないと思いました。

資料1-4の8ページのところで、下から2番目の施策20で私がお願いしたいと言ったので回答があったのですが、立入検査を46件実施して、32件の指導したのは多いと思いましたので、差し支えなければ、こういったような指導が行われたのかを教えてくださいました。

あと10ページのところも、今年度と第4期の計画に関わると思いましたので確認させていただきたいのですが、この放射性物質に関するところで、氏家直子委員、佐々木仁委員もそうですが、震災から10年経過して、ずっと放射性物質検出ゼロの食品が多々出てきて、本当に超過するっていうのは限定されてきていますよね。それで、ここでもやっぱり生産現場と消費者の間で、そして佐久間委員と星委員のところで、検査拡大っていうのと生産現場との乖離っていうのをすごく、放射性物質についても感じますので、こういう距離を埋めていかないと、なかなか風評被害っていうのはなくならないと思うので、いろんなセミナー学習会も大事だと思うのですが、このリスクミ、コロナ禍でこういったやり方ができるのかこの会議でもいろいろ協議する必要があると思うのですが、やっぱりお互いの目線で、理解をし合うようなリスクミをやっていかないと、ずっと生産現場は、「そろそろいいのではないか」、けど消費者はいつまでも、「強化拡大を望む」みたいな。どんどん離れていっているようになっていっているので、この辺り少し考えていかないといけないのかなと感じた次第です。

あとは、資料1-4の13ページで氏家直子委員の、食育に関する大事だという記述は私も同感で、このコロナでね、やっぱり地元の生産者を守るっていう、視点での食育っていうのをより強めていただければと思った次第です。

多くなりました。

【 西川会長 】

ご質問ありがとうございます。

まず、評価のところですね、大分類2の中分類1のところの情報の収集、分析公開はAが7で、Bが8と。正直私も迷いました。ただ先ほどちょっとお話したとおり、やはりこの辺りウェブサイトの見やすさってかなり大事な部分だなということ。

今回のコロナを通じてですね、その情報の入手が消費者の皆様は、外からの情報が得にくくなっている。

そうすると、どうしても自宅で、こういったウェブサイトを見る機会が増えてきている。そうするとやはり見やすいウェブサイトを作っていくことが、情報を伝える上では大事なことじゃないかなということで、今回も迷ったのですが、もうちょっと頑張っただけという意味も含めてBとしたということでございます。

そういう意味でありますので確かに僅差なのですけども、次期を見据えてもうちょっと頑張ってくれないかなという意味です。

それからあと、分かりやすさというところについては、具体的に書く方がいいのかなと思います。確かにおっしゃるとおりで、例えば、「消費者の目線を取り入れながら」とかで

すね、そういう表現をちょっと加えて、情報発信を図るということにしてはどうかというふうにちょっと今考えたところです。

よろしいですか。

あと、ご質問のあった、外食事業者等の46件の立入調査を実施し、32件の指導を行ったというこのあたりの説明について、お願いしてもよろしいでしょうか。

【 みやぎ米推進課 荒井技術副参事兼課長補佐（総括） 】

みやぎ米推進課の荒井と申します。

立入検査に際しましては、米の取引記録を作成・保存しているか、米の産地情報を伝達しているかということについて、検査をしておりますが、多くはその産地名を記録していないとか、米の搬入搬出の記録を作成していないといった記録の不備、あとは、取引先に産地を伝達していないというようなことで、それを遵守するよう指導しています。

【 西川会長 】

はい。どうですか、わかりましたでしょうか。

軽微な部分もあるかと思えますけども、その辺りもう少し書き方を工夫していただけるといいと思えますのでよろしく願いいたします。

それからあとご質問の中で食育の重要性ということで、おっしゃるとおりだと思いますが、このあたりについては、食育で地域の食材等をもう少し活用してほしいということかもしれないのですが、そのあたりはどちらかの課でご発言いただいてもよろしいでしょうか。

【 健康推進課食育・栄養班 松本班長 】

現在、第4期の食育推進プランの策定も予定しておりますが、その中でもコロナの関係を踏まえた取組ということで検討しておりますが、お話いただいたような、地元の生産者を守る上での食育を重視してほしいといったご意見も、ワーキングの方に伝えて検討してまいりたいと思います。以上です。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

次期計画でうまくその辺り取り入れるということですがよろしいでしょうか。

【 健康推進課食育・栄養班 松本班長 】

はい。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

それではその他、皆さんの方からご意見、どうぞ。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

先ほどリスコミの話がございましたので、昨年度当方で行ったセミナーで1回リスコミをやってございます。

その中でも同じように放射性物質の検査について話題になったところでは。

そこで、やはりすべきかすべきじゃないかっていうところの議論がされております。

リスコミをやっても、人がなかなか集まらないことがありますして、非常に苦しいところでございますけれども、機会をとらえまして、相互理解にこれからも努めていきたいと思っておりますので、是非ともご理解の方をお願いします。

【 西川会長 】

今の話でこういったコロナ禍の状況で、リスコミもやりにくい状況になっていると思うのですが、県として行政サイドとしてやり方の工夫みたいなこと何か考えているところございますか。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

世の中ではWeb会議とかですね、やっぱりオンラインっていうのを盛んにやられているのですが、県としてもやっとな内部の会議を想定できるかといったところに達したレベルでございますして、なかなか外部のたくさんの皆様と、そういったツールがない状況でございますので、まずはその辺の整備というのが必要となっております。

それに限らず、どういうふうに進めていくかというのをさらに検討したいと思っております。

【 西川会長 】

例えばいろんな講習会や説明会、リスコミといった講演会等をされていると思うのですが、そういうのを、例えば録画してオンデマンドで見られるような仕組みみたいなことはなかなか難しいものですか。随時消費者の方々、県民の方々が見られるような仕組みというのは難しいものですか。そのあたりどうですか。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

技術的な面はあんまり明るくないのですが、その辺も含めてですね、どういうふうなことができるかということを検討してまいりたいと思っております。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

それでは、その他、委員の皆様からご意見をいただきたいのですが、どうでしょうか。どうぞ。

【 氏家幸子委員 】

加藤委員からもありましたけれども、やはりウェブサイトですね、県の考え方の14ページのところですか。「県のホームページからだけではなく、検索エンジンで「宮城 放射能」と検索すると出てきますよ」ということだったので、早速やってみたのですが、やっぱりすぐには辿りつかない感じでした。いろいろ見ていますと、宮城県のホームペー

ジはすごく丁寧だとは思いますが。丁寧が故にいくつものリンクで飛ばすようになってしまっていて、結局行政的な報告書をウェブページで見られるようにしている感じがするので、一般の方だとホームページ開けて、リンクをいくつも開けているうちに途中で挫折してしまうのではないかと思います。

やっぱり、「誰がどんな目的でこういうホームページを見たいだろうか」というところを、お考えいただいて、リンクがあまり多くないように改善していただくのは大事だと思います。

またウェブサイトを検索エンジンで検索する場合は、いかに上位に出てくるようにするか技術的なものとかいろいろあるので難しいと思いますが、できるだけ努力して県民の方々が、そういった情報が見たいなという時に、何を見たいのかを一応検討つけていただいてコンパクトに、探せることが大事なのではないかと思いました。評価は私もBでいいのではないかと思います。

それから、13ページの先ほど話があった食育について、国産とか県内産のものを使うという食育も非常に大切だと思うのですが、私、1ページ目のところに書かせていただきました。今回、マスクとか何かが、たちまちなくなっていったということで、みんなで大騒ぎしましたが、「これが食糧だったらどうなるのだろう」と、とても心配になって、恐ろしいなというふうに思いました。

もちろん37%ですか自給率、数字だけでも、常に心配だなと思っているのですが、農業の従事者も非常に高齢化していますし、それから耕作放棄地等の問題もあつたりしますので、大型の農業だけではなくて、日本の地形からすると小規模のところも含めて、グローバルではなくて日本国内でちゃんと食料が確保できるという安全面についても、いろんなところから声を上げてかないと、駄目なのではないかなと強く思っております。ちょっと論点がずれるのは分かっていますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【 農政部 江畑次長 】

ただいま食料の安定供給というお話いただきましたけれども、やはり食料の安定供給については、生産と消費の両輪で回していかないといけないことだと思っております。

そういった意味で消費者の皆様にも、県産・国産農林水産物を消費していただきたい。

生産者は安定的に供給できるような生産を続けるということが必要になります。現在、宮城県の農業の基本計画となります「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の策定作業を進めており、これまではどちらかといいますと、経営規模の拡大とか競争力強化という部分を中心にまとめておりましたけれども、やはりそれだけではなくて、経営規模の大小にかかわらず、いろんな方々が取り組める農業というものも重要だろうということで、そういった方々を支援するような、そういったことも考えているところでございますので、これから本格的に、計画の策定作業が入ってきますが、その中で、支援策も考えていきたいと考えているところでございます。

【 氏家幸子委員 】

SDGs の考え方も、取り入れながらぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、食育のお話も出ており、もちろん地産地消の食育も大事だと思うのですが、今、コロナ禍で、非常にいろいろなことが見えてきています。コロナ禍の中の食育ということで、とても注目されているのがやっぱり衛生面で、手洗いについても、学校などで基本的な手洗いをどうするのかということ、もう一度見直し、食育に取り入れるということが進んでいると思ひます。コロナ禍ということ、合わせてHACCP等にも通じていくと思ひますので、指導の方進めていただくといいと思ひます。

これは生産者側にも、それから消費者側にも、本当に基本的な衛生的な教育で、指導は、今、しどきじゃないのかなというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【 西川会長 】

ありがとうございます。非常に貴重な意見だと思ひますのでそのあたり、食育にも衛生的なところも取り入れながらやっていくと非常に効果的ではないかなということですので、ぜひお願ひいたします。

それから先ほどの江畑次長の話もありましたが、今回、私も感じているのですが、コロナ禍によってやはり日本の食糧生産が非常に大事な部分だということ、再認識させられた部分があります。

これまでやはり効率化とかそういうことだけに集中していたのですが、やはり宮城県の場合には中山間地域等での農業生産がやはり大事な部分で、人がそこにいるからこそ、営みができるのだと思ひますね、生業だと思ひますので、そういう食料生産も県として十分にこれから、確保していくのだということ、考えながら、しかも安全にと考えながらぜひ進めていただけないかなと思ひます。

どうでしょうか。他に委員の皆様からご意見あれば、ぜひお受けしたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、まずは内容の修正についてはABCランクについては修正なしということ、進めてよろしいでしょうか。

あと表現・文言についてはいただいた意見を基にして修正を少しかけたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは施策の実施状況につきましては、9月の定例の県議会に報告することになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

それではこれもちまして令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について終了したいと思ひます。

それでは続きまして議題の口です。

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）、について事務局から説明をお願ひいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

はい。それでは、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）について

ご説明いたします。

第4期計画につきましては、今年の2月3日に開催いたしました。前回の推進会議で提示いたしました素案に対し、貴重なご意見を頂戴いたしました。

その後、2回にわたりまして、皆様から意見をいただいたところでございます。お忙しい中、大変ありがとうございました。

今回、頂戴いたしましたご意見を踏まえ、案を作成いたしましたので、ご説明したいと思っております。

まず、資料2-1をご覧ください。A3版の横の紙でございます。

こちらが基本計画第4期の概要となります。左上、計画策定の背景をご覧ください。

まず、食の安全安心条例を平成16年に制定し、平成18年からの5年間を第1期基本計画期間と定めて以降、5年ごとに計画を見直し、現在は第3期計画の最終年となっております。

これまでに、いくつかの食の安全を脅かす事件・事故が起こり、関係法令等の改正が行われてきております。また、東京電力福島第1原子力発電所の事故による風評被害に向けた対応や、放射性物質検査が必要なまま現在に至っておるところでございます。現行の第3期計画が今年度最終年であることから、来年度からの第4期計画を策定するということといたしました。

資料の上段中央部から右側に基本的な考え方を記載してございます。基本計画策定の目的は、食の安全性及び信頼性を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためでございます。

第4期計画を策定するにあたり、第3期計画を構成しておりました3つの大綱、「安全、安心できる食品の供給確保」、「安全安心に係る信頼関係の確立」、「食の安全安心を支える体制の整備」については、第4期計画においても踏襲いたします。

また、震災から10年が経過するにあたり、事業を精査した上で必要な施策に取り組んでいくこととしました。

下段中央部をご覧ください。第4期計画の施策体系を図にしております。

第3期計画との変更点でございますけれども、左側をご覧いただきたいと思っております。

第3期計画の大項目1、中項目(1)「生産及び供給体制の確立」には、小項目として「震災等からの復興に向けた支援」という項目がございましたが、第4期計画では、これを削除してございます。

その理由といたしましては、第3期まではこの項目は、3つの施策で構成しておりました。

一つ目の施策10は、放射性物質による汚染が懸念される農産物の安全確認とデータ整備を行い、営農対策支援を行うという内容ですが、これまでの知見により農作物が放射性物質を吸収しにくくなる営農対策がとられており、生産者にも定着しております。その結果として、平成25年以降農産物からは基準値を超える放射性物質は検出されていないという状況でございます。技術的データの蓄積は継続して実施します。放射性物質検査については、第4期計画の施策22及び施策23により実施することに見直すことといたしたいと思っております。

二つ目の施策11は、水産関係施設の整備を支援するという内容でございます。水産関

係の施設整備は、第3期計画中に完了しておりますことから、この第3期で終了と考えてございます。

三つ目の施策12は、特用林産物の生産再開を支援するという内容ですが、特用林産物の生産再開支援については、残念ながらまだ課題として残っております。そのため、この項目については、「(2) 農林水産物生産環境づくり支援」の小項目に組みかえて対応したいと考えてございます。

以上のことから、震災等からの復興に向けた支援の項目は、終了と考えておりますが、必要な施策は引き続き実施してまいりたいと思っております。

また、第3期計画では、施策26として実施をしておりました学校給食の放射性物質検査につきましては、これまで10年間、1度も基準値を上回っていないこと、県内で流通している食材に対し検査が実施され、安全性が確保されていることから、今年度で検査を終了することとしております。そのため、この項目についても、第3期計画で終了としております。

震災復興に関連する施策は、資料の左下にも記載してありますとおり、放射性物質への対応を中心に、第4期計画でも実施してまいります。

下段中央部の施策体系に戻りますけれども、ただいま説明申し上げましたとおり、1項目を終了したのみで基本的には第3期計画を踏襲しております。

また、第4計画については、SDGsの17の目標のうち、11の目標に向けた計画になっていると整理しているところでございます。

次に、個別の施策についてご説明いたします。

第3期計画からの継続が多いことから、個別施策については特徴のある部分についてのみ説明させていただきます。

右側の主な項目に関係する施策について説明いたします。各項目を記載しております枠の最後に記載している数字が、資料2-2の第4期計画本文の記載ページに対応しているところでございますので、資料2-2をお開き願います。

まず、12ページをお願いいたします。(1)「生産者の取組への支援」ですけれども、施策1で、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の運営や環境保全型農業の普及拡大について、施策2では、GAPの普及拡大について記載しております。

環境保全型農業については、消費者に知ってもらい、理解してもらうためのPRが必要という意見をいただいております。21ページをご覧いただきたいと思います。

施策26「消費者と生産者・事業者との相互理解の促進」で、ページの下から11行目に、環境保全型農業の取組について、理解促進を図る取組を行うということを記載させていただいております。施策の整理上、生産段階での「環境保全型農業の取組拡大」と、「消費者への理解促進」については分けて記載しておりますことをご理解いただきたいと思います。

ページ戻って恐縮ですけれども、14ページをお願いいたします。先ほどの施策8、特用林産物の生産再開への支援ですけれども、先ほど説明しましたとおり、組みかえて継続ということでございます。出荷制限を受けている特用林産物の生産再開に向け、生産資材購入支援や、生産工程管理の徹底等で、生産者を支援する内容となっております。

同じページの下段、「事業者の取組への支援」にある施策9では、事業者のHACCP導

入及び実践の支援を行います。

17ページをご覧ください。前のページの続きですけれども、施策15、4行目に記載のとおり、新たにふぐ取扱者の認定制度を創設する予定としてございます。

続きまして19ページをご覧ください。ページ下段に食品の放射性物質検査の継続について記載してございます。

施策22に農林水産畜産物、施策23に流通食品の検査について記載してございます。

続いて、21ページをご覧ください。施策26では、消費者と生産者・事業者との相互理解の促進として、様々な取組を盛り込んでおります。先ほど説明いたしました環境保全型農業の理解促進や、学校給食での地場産物の活用促進などについて記載してございます。

続いて、24ページをお開きください。施策32、33になりますけれども、「食の安全安心消費者モニター」及び「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の制度を中心に、宮城県民総参加運動を展開してまいります。

また、25ページの施策35では、様々な手法で県民の意見を把握し、施策に反映していくことを記載してございます。また、委員の皆様から意見の多かった幅広い年齢層からの意見聴取についても、特に若年層へのアプローチについて考えていく予定でございます。

続きまして26ページから、安全安心を支える、体制整備について記載してございます。

施策41、ページ下の部分でございますけれども、関係自治体や関係団体との連携を密にし、広域化する事案にも的確に対応していくことを記載してございます。

個別の施策についての説明は、以上でございます。

続いて28ページをご覧ください。食の安全安心に関わる施策は、行政の広い分野と密に関わってございます。そのため、「みやぎ食と農の県民条例計画」などの各計画との連携をとりながら、計画を進めてまいりたいと思っております。また、これまでと同様に、本会議において、進捗状況の点検をいただき、議会に報告するとともに、広く県民に公表するということを記載してございます。

また今回、新たに新型コロナウイルス感染症に関連した記載を何ヶ所かしておりますので、ご紹介したいと思います。

ページ戻って恐縮ですが1ページにお戻りください。計画策定の背景の最後から、2ページにかけてでございますけれども、衛生管理を徹底することにより、食の安全が保たれると考えているが、新たな知見で対策が必要となった際は適切に対応するといったような記載をしております。

次に、17ページをお願いいたします。ページ上段、施策15の最後のところでございますけれども、食品営業施設の新しい生活様式への対応について、ガイドラインを紹介するなどの助言を行うということを記載しております。

次に20ページをご覧ください。施策24に、「食品営業施設における新しい生活様式」や食品関係団体が策定したガイドラインを、ホームページを通じ情報提供することを記載してございます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。6月に皆様に情報提供として資料を送付いたしました際にいただきました、ご意見になります。

いただきました意見に対しましての県の考え方、それから、丸印のある記載については、計画への反映状況を記載しておりますので、その概要についてお話をさせていただきたいと

思います。

まず3ページをご覧くださいと思います。個別経営体であっても、意欲のある農業者に向けた支援をしてほしいと。それから、農業分野の人材不足について対応してほしいといった内容でございました。

農業生産がどのようにされていくかという点は農政分野の大きな課題とっております。こちらにつきましては、農政部におきまして、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の策定作業を進めております。こちらの計画の中で、多様な担い手の確保について検討いたします。また、環境保全型農業は、経営規模の大小にかかわらず、支援してまいりたいと思っております。

続きまして、7ページをご覧ください。環境型保全型農業へのご意見でございます。2月の会議の資料に、「大規模法人を中心に環境保全型農業を進める」及び「県認証農産物の消費のターゲットが富裕層」といった表現がありました。このことに対しまして、多くの意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、今回お示しした案では、大規模法人及び富裕層に関する書き込みを削除させていただきました。

続きまして、8ページをご覧ください。GAPの取組についてでございます。施策2において進めております。指導員の育成、農業教育機関におけるGAP教育についても記載しております。

9ページをご覧ください。HACCPの制度化についても、多くのご意見をいただいております。施策9に「みやぎチャレンジHACCP」制度において、未導入の事業者に対して導入支援を行うことを記載しております。事業者においてHACCPに基づいた衛生管理の理解が進むよう指導してまいります。

10ページの下段をご覧ください。第3期計画にありました農林水産畜産物の表現を、2月の会議の際に、農林水産物と畜産を抜かして表現したことについて、ご意見をいただいております。こちらについては、今回は誤解のないように、農林水産畜産物に戻して表現をさせていただいたところでございます。

11ページをご覧ください。下から二つ目の項目で、食育推進強化に関するご意見をいただいております。食の安全安心の観点から食育を進めてまいります。本計画とは別に、健康推進課が中心となって、食育推進プランという推進計画を進めております。そちらの計画と連携して、進めてまいりたいと思っております。

12ページをご覧ください。3段目で、消費者モニターについて、特に若い人の登録促進が必要とのご意見をいただいております。施策32におきまして、若者や子育て世代の登録を促進すると記載してございます。

他にも、様々なご意見をいただいております。ありがとうございます。時間もございまして、すべてを紹介はできないのですが、皆様からのそれぞれのご意見に対し県の考え方を記載しておりますので、後程ご確認ください。

続きまして、資料2-4により目標についてご説明を致します。

最初のページですけれども、第3期計画と第4期計画の目標を並べて示してございます。

目標値を「すべて実施」の100%または「違反なし」の0%と設定している目標は継続してございます。また、第3期計画で目標値に達していない目標については、目標値を

据え置いている項目が多くなってございます。逆に、一部目標達成している項目については、目標値を引き上げてございます。3期と4期で変更のある項目は、網掛けをしているところでございます。

詳しく見たいので、2枚目をご覧ください。目標項目を変更した部分、抹消した部分、新たに設定した部分を、抽出して書き出してございます。

まず、施策1は、第3期計画では、「環境保全型農業取組面積」を目標として設定しておりましたが、第4期計画では、「環境保全型農業直接支払交付金取組面積」に、目標を変更しております。

施策2につきましては、第3期計画では「GAP導入団体数」を目標としておりましたが、第4期計画では、「国際水準GAP導入団体・認証総数」に、目標項目を変更してございます。

施策8については、「原木きのこ出荷制限解除生産者数」を目標項目として新たに設定してございます。

施策10では、「地産地消推進店登録店舗数」の目標を設定しておりましたが、地産地消の取組が一般に認知されたことから、第4期計画では数値目標そのものは廃止とさせていただきます。

第3期計画では、学校給食の放射性物質の検査について目標設定しておりましたが、来年度からは検査を行わないため施策を廃止しており、目標も設定してございません。

施策24では、第3期計画では、「食材王国みやぎ」のホームページへのアクセス数を目標としておりましたが、食の安全安心に直結する情報を掲載している「食の安全安心ホームページ」のアクセス数に目標を変更したいと思っております。

施策26の学校給食の地場産品利用については、第3期計画では地場野菜の利用品目割合を目標としておりましたが、第4期計画では、野菜に限定せず地場農林水産畜産物の利用割合に目標を変更しております。

施策26で第3期計画では「地域食と農の相談窓口相談件数」を目標項目としておりましたが、相談件数は社会情勢等により増減することから、数値目標になじまないと判断し廃止といたします。

施策28の食育コーディネーターの食育推進活動の参加人数については、第3期では、食育コーディネーターの活動のうち、「食の安全安心に配慮した活動」に限定した目標設定でしたけれども、他の項目の活動も関連があるため、第4期計画では、目標の範囲を拡大し、目標値も大きくなっているところでございます。

その中で目標値を（仮）としておりますけれども、これにつきましては、食育推進プランの新計画が別途検討中であることから、そちらが確定した後に、そこに決定させていただきたいというふうに思っております。

また、施策32の目標値として、消費者モニター登録者数を新たに設定しているところでございます。以上が、目標数値についてでございます。

以上、第4期計画についての事務局の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

それでは、今事務局から報告ありました、食の安全安心の確保に関する基本的な計画、第4期の案について協議いたしたいと思います。

資料2-1から2-4についてでしょうか。ご意見のある方、ご発言をお願いいたします。

はい。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

加藤でございます。

まず第4期の計画を拝見いたしまして全体を通して感じましたのは、新型コロナウイルス感染症に関連しての、それぞれ施策の内容なのですけれども、宮城県として、コロナ感染症に対応するには何をやるのかっていうのが読み取れなかったもので、いろいろ飲食品関係事業者とか、その事業所ガイドラインを作っているからそれを遵守してとか、そういった関連事業者・業種ごとでやっていることを周知するとかそういうのは、読み取れるのですが、それではそれぞれの施策でセミナーだったり、出前講座といろいろ今までやってきた交流会とか、拡大してきたものに関してですが、コロナの感染症に対して県は、こういうふうにしますっていうのを各施策の中に必要なところもあると思うので、それが読み取れなかったもので、ただ前の方にちょっと書けば、いいのかなっていう。各施策にきちんと、今後5年間どうなっていくかわからないのですけど、とりあえず厚労省や様々な省庁は、新しい生活様式で、ということ年全国民に呼びかけているわけですから、やっぱりそれなりに、今後5年間の中にも落とし込んでいかないと駄目なんじゃないかな。今までと同様のやり方を、第4期に落とし込むだけでは不十分ではないかなと今全体を通して思いました。

あと個別には、13ページの、「土壌環境適正化の推進」のところでもカドミウム低吸収イネのところなのですが、このカドミウム低吸収イネの普及に向けた現地実証試験に取り組みますとあるのですが、第4期の5年間の中でずっと実証試験なのでしょうか。消費者なのでイネの知識がないので、その実証試験がそんなに長くかかるのかっていうのがわからないので、ずっと5年間実証試験に取り組むのはいいのですけど、結果カドミウムを吸収しない米をやっていかないと、年によって増えたり減ったり、先ほど経年の表をいただきましたが、余りにも数値が乱高下しているもので、ちょっとここら辺で計画の中で実証試験に取り組むっていうのが、妥当なのかわからないので、そこを教えていただければと思います。

あとはコロナに対応した記述がないので出前講座をやる、交流会をやる、あと、みやぎ水産の日をやるっていうのもあるのですが、お店、みやぎ生協を抱えています、お店は常に密にならないように、今はずっとバーゲンとかもやらずに、とにかく人を集めないで、粛々とやっているという現状があるので、県としていろんなイベントを、今までどおりやりますっていう書きぶりがちょっといいのかなっていうふうに、感じた次第です。

あと資料2-4の、2枚目の横の表で、消費者モニターの登録者数の、目標値に関してなんですが、人数の根拠なのですけど、この1200人っていう目標が、果たして妥当なのだろうかという疑問があるのですが、この若い世代をずっと取り込みたいと言っている

のですが、いろんなホームページでよその自治体を見ると、ネット環境のある方に限定して、募集をしたりしているんですね。

今はもう紙媒体、要するにコロナの影響で、紙も使わない。美容室に行ったりするとスマホ渡されて、ここからお好きな雑誌を見てください、というのも紙を極力さわらせない。

そういった動きがある中で、今までどおりの消費者モニターの募集でいいのかなっていうのを、登録者数を増やすことがいいのか、だからこの消費者モニターの役割自体が、ずっとアンケートも人数の半分以下ぐらいしか回収率がないっていうこともあるので、一度根本的というか原点に戻って、消費者モニターの人に何をしてもらいたいのか、どういう人になってもらいたいのかというのを考えていかないと、これからはネットを使ったアンケートが主流になっていくと思うので、1,200という数値を見たときに、根拠っていうのは、どういうところからこの数値は来たのだろうかということが疑問でしたので、質問させていただきました。以上です。

【 西川会長 】

はいでは、よろしくお願いたします。

【 環境生活部 小松次長 】

ご質問ありがとうございます。

コロナ関係でございますが、確かに今の状況で、それぞれの計画、食に限らずですね、今年は震災から10年ということで、節目の年でもありまして、県の総合的なビジョンも改定作業を行っております。

その中でも当然コロナということが取り上げられてまいっておりますし、我々もこの計画においても必要性を認識しておりますし、実は今日、議題の報告で資料8というのをお配りしております、すでにもう、いろんな対策を講じながら取り組んでいるところでございます。

ただ、委員ご指摘のとおりその大きな考え方を、取り入れるということと個別の事業に対して、新しい生活様式への対応というところは、今ここに様々な課の職員が来ておりますので、もう一度そういう視点で、見直していただきながら、全体の中で再検討させていただければと思います。よろしくお願いたします。

【 西川会長 】

加藤委員よろしいでしょうか、確かに誰もどうなるかわからない状況下なので、毎年それを見直しながらいくっていくか、随時やらないといけないことだと思うので、これで決めたから固定だっていうよりは、見直しながらいくっていくって考えてよろしいですかね。では次、どうぞ。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

ご指摘の消費者モニターの目標値の件でございます。確かにより多ければいいのかといったご指摘はあろうかと思っております。

当初まだ1,000人に満たなかった。だんだんと1,000人を超えるような、とこ

ろですね、確かに回収率は50%ぐらいのアンケートで回収率が低いのですけれども、その中では絶対数が増えれば、人数が増えれば回収の絶対数が増えてくる。いろんな声が、拾えるというところもあってですね、多い方がいいかなというところで、1,200人ということにさせていただいたんですけれども、一方で、委員が今ご指摘されたように、ネット環境にある人に限定するとかですね、そういったところっていうのは、特に想定していなかったところなので、その辺についてももう少し検討させていただいた上で、この数字でいくのか、もうちょっと少なめになるのかということろは、少し検討させていただきたいと思います。

ただ、今回はこれでいきたいと思うのですけれども、もう1回検討してみます。

【 西川会長 】

よろしいでしょうか。そのあたりの見直しも考えるとのことです。
どうぞ次。

【 みやぎ米推進課 荒井技術副参事兼課長補佐（総括） 】

カドミウムの低吸収イネの普及に向けた現地実証試験ということで、平成26年度から28年度までについては、国で育成した「コシヒカリ環1号」という品種を本県において現地実証をしたところ、吸収抑制対策である水管理をしなくても、米に含むカドミウム濃度が低いということが実証されており、その後29年度から、古川農業試験場で育成しました「東北228号」の現地試験をしたところ、ねらったとおり水管理をしなくても、カドミウム濃度が低いということが実証されております。

カドミウムの実証試験のほかに、本県で米の栽培品種を導入する時に優良品種決定調査というものを行いまして、調査自体は栽培面ですけれども、売れる米づくりを視野に入れて品種の選定をしていくということで、カドミウム低吸収性においては、「東北228号」がいいということは判明しているのですけれども、それ以外に、実際に買ってもらえるかというようなことも重要でありますので、そういった面で時間がかかっております。

「東北228号」以外にも、「東北235号」というものも、古川農業試験場で育成しておりますので、そういった品種を比較しながら、カドミウムを吸収せず、また、消費者の方に買ってもらえるような米を早急に現地導入できるよう進めてまいりたいと考えており、時間がかかる取組であることをご理解いただきたいと思います。

【 西川会長 】

はい、少しわかりにくいかもしれないですけども、要は何種類もあってそれを実際に作付して実証をしながら、取れたものもちゃんと消費者の方に評価いただくっていうか、そういうことも含めて試験をするっていう形でのよろしいのですかね。

食味試験もあるのでしょうかそういうことも含めてやるってことでしょうか。

【 みやぎ米推進課 荒井技術副参事兼課長補佐（総括） 】

はい。

【 西川会長 】

はい。そういうことのようにです。わかりにくいですが大丈夫でしょうか。

【 加藤委員 】

はい。

【 西川会長 】

その辺りの内容等も、盛り込んだ形で計画の方も、少し変えていただくとよろしいかなというふうなことを思います。よろしく願いいたします。

皆さんの方からご意見あればぜひ伺いたいのですがいかがでしょう。

どうぞ。

【 日野委員 】

施策20のウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施なのですが、先ほどからコロナの件が出ていたので、この件についても、現在例えば検討中とか新たなものを考えている最中なのかもしれないのですが、今わかる範囲で教えていただければよろしいのですが、現在、新しい買い物のスタイルというものも言われていて、消費者として買い物に行った時に、なかなか食品の表示をゆっくりと立ちどまって見るという機会がなかなか難しくなっているのですね。

それで、現在もウォッチャーの方たちは活動なさっているわけですね。そうすると、多分今までとちょっと違う状況の中で、活動なさっていると思うので、現在、例えばウォッチャーの方から、こういった点が困っているという、何かそういったものがあるとか、あるいは今後、コロナの対策が長引くことも見越して、何か新しいというか、これまでのウォッチャーの形とは違うもので、検討しているものがあれば教えていただきたいと思います。

今まだ、過渡期というか、今から検討なされる段階なのだとは思いますが、一応、これまでの形ではなかなか難しいのかなというのを、一応消費者目線として、感じたものですから。よろしく願いします。

【 西川会長 】

よろしく願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

ご意見ありがとうございます。確かにですね、今年度についてはまだウォッチャーをやっておりません。落ち着いた時に、やりましょうということで実は9月からやる予定なのです。その説明会が8月にあるのですけども、これまでですとこちらの方で品目を指定して、これを見てくださってというふうにはやったのですけども、それじゃまずいだろうということで、品目の指定はせず、普通の買い物で必要として購入した品目について家でゆっくり表示を確認してもらう方法はどうかと考えております。

【 西川会長 】

ありがとうございました。それでは他の委員の皆さんからいかがでしょうか。どうぞ。

【 氏家直子委員 】

資料2-2の、12ページの「環境にやさしい持続可能な農業の推進」についてなんですけれども、1行目の終わりから、「複数農業者で構成される団体等を対象に」ってあるんですけれども、私の住む場所は中山間地に入るか入らないかくらいなのですが、やっぱり複数の農業者で組むことがなかなかできないような状況に山村の方の農家には、そういう状況が多く見受けられるようになってきています。

今、法人等や農業者の集落営農等で組もうとしている人たちはもう私のお父さん世代が多いです。その中で、やる気のある人1人、その地域にポツンといても、なかなか支援の対象にもならなかったりするんで、現在の状況を見ますと、複数の農業者ってという言葉がついてくるとなかなかチャレンジできないっていう人たちを見る場面が結構あったりしますんで、交付金等に頼らないっていう人も多いです。

やっぱり、私たち世代よりも下になってくると自分たちで何とかしようっていう人も、結構いるんですけれども。

こういう場面のみならず、複数の農業者って言葉があって頼りづらくなっていうところが出てきてしまう場面も多々あるので、この辺ちょっと考えていただければなと思います。

【 西川会長 】

ありがとうございます。関係部署の方で、はい、どうぞ。

【 みやぎ米推進課 荒井技術副参事兼課長補佐（総括） 】

「環境保全型農業直接支払交付金」につきましては、農薬及び化学肥料を減らすとともに堆肥散布や有機農業等を行う取組に対して、一定の額を交付する交付金ですけれども、これは、国の制度でございまして、環境保全型農業の実施に労力を要して経費がかかるということで措置された交付金でございまして、交付要件が、2人以上の方に団体を作っただいて、取り組む場合に交付するというところでございまして、個人の場合でも、一定の面積、その地域の農地の一定の面積を満たせば交付金がもらえるというような設計になっております。

我々としては、こういう環境保全型農業の労力がかかって経費がかかるという課題を解決するために措置された交付金を活用いただきたいということで進めておりまして、担い手というか農業者の方が少ないという、中山間地の現状は承知しておりますが、仲間の方を見つけて、誘っていただくなどして、取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

今のお話で2名以上、或いは一定の面積を有するものっていうことでしたので、ご相談されるほうがいいですね。1名でもある程度の面積を有すればできる可能性があるとして、あるいは中山間地域でも、少し距離を置いたところでの連携も可能ではないかなって気がしますので、そのあたりもう一度ご相談をしていくような形でいかがでしょうか。

もし難しければまた、この場でもいいですし、教えていただければ対応できると思います。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【 氏家幸子委員 】

第4期資料2-3のところの3ページ目のところにもあるのですけれども、そうすると、経営規模の大小にかかわらず、様々な農業者が活躍し環境保全にも貢献できるよう支援するっていうふうなことが書いてありますが、このイメージする、大小の小の方は、どんなイメージで書かれているのか、今のお話を聞いていると、ちょっと伺いたくなりました。

【 西川会長 】

どうぞ。

【 みやぎ米推進課 荒井技術副参事兼課長補佐（総括） 】

規模が小さい零細規模の農家の方々であっても、単独では難しいところはありますけれども、グループを作っていただければ、こういう交付金を使うことは可能ですので、現にそういう交付金を使っている方がいらっしゃると思いますので、そういった取組に参加していただける小さな農家の方もグループを作っていただいて、参画していただきたいというイメージです。

【 氏家幸子委員 】

今までと何か変わったというところはあるのですか。

第3期までなかったけれども、位置付けられたという、一歩進んだところですか。

ただ、個人ではなかなか難しい。個人対応が難しいからグループでというふうな理解でよろしいでしょうか。

【 西川会長 】

はい。できればそういう待ちではなくて、やっぱりマッチングとかもですね、ぜひ積極的にやっていただきたい。うまくマッチングすれば、グループを組める可能性もあるわけですね。その辺りもぜひ、待ちではなくて、能動的にちょっと進めていただければと思います。ぜひ、積極的にお願いしたいと思います。

【 みやぎ米推進課 荒井技術副参事兼課長補佐（総括） 】

この制度のスキームは、交付金は国と県と市町村が、2対1対1の割合で負担することになっておりまして、我々としましては市町村と日頃から連携を取り合って、掘り起こしを含めて進めております。

市町村だけに頼っているわけではなく、県においても出先の機関と連携しながら、そういった、マッチングのような形まで持っていければ、ますます増えていくのではないかと考えております。

【 西川会長 】

期待しております。よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。よろしいですかね。

それではいろいろご意見いただきましたけども、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）については、一応こういう形でまず進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

それでは今後の計画予定について事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

はい。活発な議論ありがとうございました。

本日、発言できなかったご意見がありましたら、頂戴したいと思っておりますので、本日配布資料の中に入れてございます、「様式」と書いてあります紙に意見を記入いただきまして、お盆を挟んで恐縮なのですけれども、8月20日までに、事務局宛にご提出をいただきたいと思っております。いただきましたご意見につきましては、その意見を踏まえまして、修正可能であれば修正等を行いまして、9月から10月にかけてパブコメを募集いたします。

それを受けて、見直した後に、11月に予定しております次回の推進会議において、検討させていただきまして、答申をいただく予定としてございます。以上でございます。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございました。そうしますと、次回の会議で、引き続き検討するということになりまして、そこで結論を出すということだと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）についてはこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。

では議題については以上ですが、続きまして（2）ということで報告事項にまいります。

まず、伊の令和2年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況について事務局から報告をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括）】

食と暮らしの安全推進課千田でございます。着座にて説明をさせていただきます。

報告事項イの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況」をご説明いたします。

資料3をご覧ください。今年度の各種事業の実施ですが、ご承知のとおり年度の前半につきましては、新型コロナウイルスの影響で、外出自粛などもございまして、実施を延期した事業が多くなってございます。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、5月に予定しておりました説明会を実

施できなかったことから、ウォッチャーの活動も実施が遅れております。

8月20日に説明会を開催し、委嘱状を交付し、9月から活動をしていただく予定としてございます。

次にモニターだよりにつきましては、4月21日に第25号を発行しまして、6月12日には号外としてコロナウイルス感染症と食に関する内容で発行してございます。次号は11月に発行を予定してございます。

次に、食の安全安心基礎講座につきましては、食品添加物につきまして、モニターだより第25号に掲載してございます。

次に、「モニター研修会」につきましては、内容・場所は未定でございますが、1回の開催を予定しております。

次に「生産者との交流会」と、「食品工場見学会」につきましては、10月から11月にかけて計3回、それぞれ参加者30人程度で実施する予定としてございます。

裏面をご覧ください。「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架等で広報を行ってまいります。

次に、「モニター登録」の状況といたしましては、今年度に入り、10人の新規登録、8人の取り消しがあり、登録者数は1,037名となっております。

次に、アンケート調査につきましては、7月20日にモニター宛て依頼したところでございます。

「講習会」につきましては、今年度も「食の安全安心セミナー」を10月以降に3回開催する予定としてございます。テーマなどにつきましては、今後決定してまいります。

次に「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所等において開催を計画しているところでございます。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架等で広報を行ってまいります。

次に、「取組宣言者の登録」の状況につきましては、今年度に入り、これまでの名簿を整理したところ、重複や廃業等が303件ございまして、登録事業者数は2,774社となっております。以上で説明を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして何かご意見、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【 平田委員 】

新型コロナウイルスの感染状況で、変更になることもあるということはもちろん承知しているところなのですが、先ほどから話題に上がっておりました例えば、オンラインで講習会を実施するとか、研修会もそのようなコンテンツを使うとか、そのような考えは今のところはないということによろしかったでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括）】

そうですねそういった手法も今後検討していきたいというふうに思っていますが、今のところ具体的な予定というのは立ててございませんので、県で保有しておりますハード的なところ・技術的なところというものも、確認をしまして、検討してまいりたいと思っております。

ただ、例えば、生産者との交流会とか食品工場見学会なども、ソーシャルディスタンスを保ちながら、工夫した開催にしたいと計画してございます。

【 平田委員 】

わかりました。あともう一つなのですが、今の時点ではわからないと思うのですが、状況によっては最悪の場合中止ということもあるということによろしいですか。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括）】

そうですね。春先には緊急事態宣言ということで、全体的に事業がずれ込んでおりました、秋口以降に開催するものが多くなってございまして、今後の感染の様相によっては、そういったことも検討せざるをえない状況になるということも可能性としてはあると思っております。

【 平田委員 】

ありがとうございます。

【 西川会長 】

ありがとうございました。その他ご意見はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。はいどうもありがとうございました。

それでは報告事項イの部分ですね、令和2年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況についてはこれにて終了とします。

ロ 食品に係る放射性物質検査結果について

では、続きましてロになりますが、食品に係る放射性物質検査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括）】

はい。資料4をご覧ください。

最初に冒頭にございますホームページ名の「みやぎ原子力情報ステーション」でございしますが、これまでの「放射能情報サイトみやぎ」を4月にリニューアルし、放射性物質検査結果のほか、県の原子力安全対策や、放射線・放射能の知識などの新たなコンテンツを含んだポータルサイトとなっております。

それでは、令和2年4月から6月までの3ヶ月の間に実施いたしました、食品に係る放射性物質検査の結果について簡単にご報告させていただきます。

県では、平成29年3月に策定しました、東京電力福島第1原発事故被害対策実施計画（第3期）に基づきまして、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するため

に、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。

これにより県の関係部局におきまして、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、それぞれ検査を実施しております。

では、6月末日までの検査結果についてご報告いたします。出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類の農産物は242点、原乳は15点、牛肉は1、153点、海産魚種、内水面魚類などの水産物は4、274点、きのこ・山菜類等の林産物は586点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は36点 合計6、306点の検査を実施いたしました。うち、基準値を超過した品目は林産物でコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、ワラビとなっております、いずれも野生のもの32点で、すべて出荷制限指示が出されているものでございます。

また、野生鳥獣肉の欄の下段に記載しておりますニホンジカ26頭につきましては、出荷を目的に全頭検査が行われたものでございます。

今年度これまでの間に、出荷制限指示の解除を受けた品目は、丸森町の栽培ゼンマイと石巻市の露地原木しいたけ1名の2品目となっております。

次に、出荷後の検査ですが、一般食品等の流通食品は72点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食で使用する食材ですが、まだ検査実績はございませんが、9月から検査を実施する予定となっております。

続いて住民持ち込み測定ですが、これは、県内の全市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものでございますが、測定点数は140点で、うち3点が基準値超過となっております。

基準値を超過した品目は、ワラビ、タケノコ、コシアブラとなっております。

検査結果などは、「みやぎ原子力情報ステーション」で、品目別に公表しております。資料に記載したホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

ただいまの説明につきまして確認したいことございましたら、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それではこれで食品に係る放射性物質検査の結果について終了します。以上で報告事項は終了しました。

それでは続きましてその他ということで、他にも資料が配布されておりますので、事務局からまとめて説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括）】

はい。それでは資料5から資料8までをまとめて説明させていただきます。

まず資料5をご覧ください。今年度消費者モニターの皆様にお送りしましたアンケート

の調査票を添付しております。

6月に書面で、委員の皆さんから頂戴しましたご意見をもとに修正を行い、アンケート調査を行っております。

調査票の後に、実際にいただいたご意見と修正内容等について記載しておりますので、後程ご覧ください。

アンケートは7月20日に発送しまして8月21日が締め切りとなっております。集計結果につきましては次回の推進会議で報告をさせていただく予定です。

続きまして資料6をご覧ください。こちらは6月に資料を送付した際の情報提供資料にいただいたご意見と県の考え方になります。

各ページの冒頭にある資料番号は、6月に送付した資料に対応しております。こちらにつきましても、後程ご確認をお願いいたします。

続きまして資料7をご覧ください。今年の4月から始めております、宮城HACCP導入実践支援制度、通称「みやぎチャレンジHACCP」についてご説明いたします。

食品衛生法が改正され、来年の6月1日からすべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が求められることになったことから、HACCP導入及び実践を支援するための制度を創設いたしました。

この制度はこれまでの宮城HACCPとは異なり、認証する制度ではございません。HACCPに基づく衛生管理の導入と実践を支援するための制度で、基本的には相談対応により支援を行う制度となっております。また講習会による支援も行います。

裏面をご覧ください。制度を利用した食品等事業者のうち、基準を満たした事業者に対しては、区分に応じたマークを配布いたします。

このマークは施設や名刺、ホームページなどに表示できることになっております。チラシやホームページ、監視指導等をとおし、制度の普及を進めているところでございます。

続きまして、資料8をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の発生に関連し、各種啓発資料を作成し、関係事業者等に配布しております。

最初のチラシは飲食店向けの予防対策の取組について、3密回避等の実践項目等を紹介しております。裏面では、上段で内閣官房のホームページにある感染予防ガイドラインの紹介。下段には、「みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)」について紹介してございます。

「みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)」は利用を希望する飲食店、カラオケ店等が県から送付された当該施設専用のQRコードを店頭に掲示しておき、利用者が利用の都度スマートフォンでQRコードを読み取り、メールアドレスを入力し登録しておく、メールアドレスを登録した施設で感染者が認められた場合は、利用者に感染情報が送信されるというものでございます。

2枚目の資料につきましては、委員の皆様にも以前送付してございますけれども、6月に発行しました消費者モニターだよりの号外となっております。

「新しい生活様式の紹介」、「感染症対策」、それから裏面になりますけれども、「テイクアウトデリバリーを始める際の衛生上の注意事項」のほか、県内の飲食店団体が作成しました、飲食店向けのガイドラインの紹介などを行っております。

さらに1枚めくっていただきまして3つ目の資料でございますが、今週から配布を始め

ました「新型コロナ対策実施中」のポスターについて紹介をしております。

業種ごとに定められたガイドラインを遵守している飲食店事業者の方が、オンラインで申請することで、むすび丸がついた「新型コロナ対策実施中」というポスターをダウンロードできるようになってございます。

各事業者の自己申告によりポスターを発行するもので、県が公認しているということではございませんけれども、この取組をきっかけに、各事業者の感染対策への意識が高まるとともに、利用者の安全に繋がるものと考えております。

説明は以上となります。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。資料5から8ですかね。

一括して説明をいただきましたけど、何かご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょう。どうぞ。

【 氏家直子委員 】

最後の「新型コロナの対策実施中」のポスターなのですが、ニュースで見たんですけど、東京かどこかでもオンラインでの入手ってなっていて、お年を召した方がおじいちゃんおばあちゃんやっているようなお店が、入手できずに困っているっていうテレビを見たんですけども、これは、オンラインでサイトにアクセスできない方向けに、対応は考えていらっしゃるのですか。ということだけお聞かせください。

【 西川会長 】

どうぞ。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

はい。ご質問ありがとうございます。

確かにそういったご意見はあろうかとは思いますが。ただ、実は食品等営業者だけでも宮城県内で2万件ぐらいあるんです、そういった中で本当に心苦しいところでございますけれども、今はとりあえずオンライン限定というところでご理解をいただいているところでございます。

【 西川会長 】

よろしいですか。おそらく問い合わせ件数が多くなればまた対応していただけるかなと思いますけども。

その他いかがでしょうか。ご意見等は、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、その他につきましても以上となりますので、これで本日の議事一切を終了したいと思います。司会の方にお返しいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 小林部副参事兼課長補佐（総括） 】

以上をもちまして令和2年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議を終了いたします。

最後に、委員の皆様には、みやぎ食の安全安心推進会議第9期委員としてご意見をいただいておりますけれども、第9期委員の任期は今年の8月31日までとなっております。9月1日からは、第10期委員の任期となります。

平田委員、日野委員、氏家直子委員、佐久間委員につきましては、今回が最後の会議となります。2年間大変ありがとうございました。

他の委員の皆さんにつきましては引き続きよろしく願いいたします。

それではこれにて一切を終了いたします。長時間のご審議、誠にありがとうございました。